

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について
(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更
4号機および5号機の軽油タンク貯蔵液位の変更)

平成19年7月27日

本日(平成19年7月27日)、原子炉等規制法(1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けます。

申請の概要は以下のとおりです。

1. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規制(以下、「実用炉規則」という。)の改正に伴う変更
実用炉規則第19条の17(事故故障等の報告)で、想定外の制御棒の引き抜け事象が追加となったことから、関連する保安規定の条文を変更します。

2. 4号機および5号機の軽油タンク貯蔵液位の変更

浜岡原子力発電所で実施している耐震裕度向上工事の一環として、非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵する軽油タンクに対して、スロッシング(液面揺動)による屋根板の損傷防止対策(3)を行うこととしています。

この屋根板の損傷防止対策の運用に合わせるため、非常用ディーゼル発電機の燃料に関する保安規定の条文を変更します。

(耐震裕度向上工事については、当社ホームページ

[4号機の耐震裕度向上工事について](#)・[5号機の耐震裕度向上工事について](#)参照)

- 1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。
- 3 軽油タンク貯蔵液位を下げるとともに、2基の軽油タンクを配管で接続し、軽油を相互に融通できるようにする対策。

以上